



国監告第 11 号

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求
に係る監査結果を公表する。

平成 30 年 2 月 14 日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)
国 監 収 第 3 7 号
平成 3 0 年 2 月 1 4 日

請求人 様

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

国立市職員措置請求に係る監査結果について(通知)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日付けで監査委員に提出された「国立市職員措置請求書」について、監査委員の合議によりその結果を次のとおり決定したので、同条第 4 項の規定に基づきその結果を次のとおり通知します。

国立市職員措置請求に係る 監査結果

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成29年12月19日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

- ・ Aの補助金・助成金について
- ・ 毎年、(約10数年にわたり)財務会計上の補助金・助成金の予算支出
- ・ その行為は、市長の回答書にもあるとおりーおおむね満足-との回答にあるように、おおむね?意味不明な現実とかけ離れた福祉有償運送事業の4部門の1社独占契約を継続している。
- ・ 約1億円の補助金や助成金を毎年支給。(情報公開で資料を見ても法律に照らした書類として整備されている)ー後からでも書類は整えることが可能である。
- ・ 市民(高齢者や障がい者への事故や対応)が多発していても、おおむね問題が無いと言い張る忖度以外の何者でもない。
- ・ 障がい者より陳情書が採択されていても改善されていない。
- ・ 市民に複数回事故を起こしても謝罪1つ無い。安否確認や常識として事故担当者(会社にいません)が寄り添うことも無い。通院中でも一方的に治療費の支払いを止めてしまうー話し合いを求めても一切話し合いにも応じない。

(2) 請求事項

Aへの市の補助金・助成金の支出が不当であるため、補助金や助成金の支給をすべて停止することー受給する資格はなし。

4 請求の要件審査

本件請求については、監査を実施することとしたが、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の所定の要件を具備しているものか否か引き続き検討することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

国立市(以下「市」という。)は、A有限会社(以下「A社」という。)に対し、補助金・助成金、委託料を支出しているが、支出が不当な財務会計行為に該当するか否か

を監査対象とした。

2 監査対象部局

政策経営部・健康福祉部・都市整備部を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成30年1月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、本件請求の趣旨を補足した。

その際、法第242条第7項の規定に基づき、政策経営部・健康福祉部・都市整備部の職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述

平成30年1月22日に政策経営部・健康福祉部・都市整備部の職員から陳述の聴取を行った。

その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) A社に対する補助金・助成金・委託料について

本請求にかかわるA社に対する補助金・助成金・委託料について、確認したところ、請求人が主張するところの独占契約にあたる支出については以下のとおりであると確認した。

リフト付乗用自動車運行事業費補助金

意図：

- ・リフト付運行事業者の事業が適切に行われる。
- ・車いす使用等の身体障害者の社会参加等を促進するため、平成4年から都の助成補助要綱の実施に合わせて開始。

目的：

車いす使用者等で、一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者が、リフト付乗用自動車を利用できるようにすることにより、病院への通院、施設への通所等、福祉の向上及び社会参加の促進を図る。

東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業による補助を一部受け、国立市補助金交付規程に基づきA社へ支出している。

平成29年度については、国立市補助金交付規程による申請は提出されていないため、

補助金の支出はされていない。平成 28 年度分は平成 29 年 5 月 23 日に 6,000,000 円支出済。

リフトカー運行事業委託

国立市心身障害児(者)用自動車運行実施要綱第 3 条により、リフトカーの運行は、市と委託契約を締結したリフトカー運行業者が行うとされており、本委託は、これに基づき、事業委託をしている。

平成 9 年度より A 社に委託しており、この事業については、市内に配車拠点を置くタクシー事業者 2 社のうち、リフトカーを所有する事業者が同社のみとなっているため、障害のある人への円滑な配車対応、車両運行にかかるコスト面等を勘案し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約としている。

平成 29 年度の委託料は 15,465,600 円、月額 1,288,800 円となっている。

国立市コミュニティワゴン試行運行事業補助金

国立市コミュニティワゴン試行運行事業実施要綱第 7 条により、国立市コミュニティワゴン試行運行事業補助金交付要綱第 2 条に規定する国立市コミュニティワゴン試行運行に関する協定を締結した運行事業者（A 社）に対し、要綱に基づき、補助対象経費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、他市長が必要と認める経費）について補助金を支出している。

平成 29 年度補助金交付決定額 8,934,000 円

平成 28 年度補助金交付確定額 28,034,000 円

請求人が国立市職員措置請求書に記載している市長の回答書については、市が交通事業者との契約行為を行っていることに関し、行政執行上の問題点はないものと判断している旨の回答をしている。

また、サービス利用者のアンケート結果については、おおむね満足を得ているとの報告を受けていると回答している。

障がい者からの陳情書の採択については、A 社に係る陳情はないと確認した。

2 監査対象部局の説明

- (1) 本請求内容について、市長の回答については、関係所管部署に聞き取りと調査を行った結果を総合的に判断する中で、総じて全体を通しての問題点はないという表現で回答した。
- (2) A 社の事業に対する補助等については、今後も引き続き適切な審査を行ったうえで

補助を行い、障害のある人の生活圏拡大のため、移動手手段の確保に取り組んでいく。

(3) 国立市コミュニティワゴン試行運行事業補助金交付要綱に基づき、経費、運賃収入等が記載された報告書に基づき支給決定を行っている。

したがって、不当・過大に補助金を支給しているということはない。

コミュニティワゴン試行運行委託業者であるA社の決定については、プロポーザル方式により運行委託業者の選定を行っており、決定の経緯に問題があったということはない。

事故を起こした場合、事故の内容、重大さによるが、運輸局への報告が必要となり、事故の大きさによっては運輸局が事故を起こした事業者に対しての営業停止、または事業の認可取り消しなどの処分が行われる場合があるが、そのような確認はされておらず、補助金支給に問題があるという認識はない。

3 判断

本件監査請求は、次の理由により却下する。

(理由)

請求人の主張は、A社への補助金・助成金の支出が不当である旨の主張である。

不当であるという理由の摘示について、国立市職員措置請求書の請求要旨にて明瞭でない点について、請求人の陳述にて確認を要するため、請求人・担当部局の陳述を行った。

しかし、陳述においても不当である理由について確認することは出来なかった。

請求人がその主張において述べていることは、財務会計行為の不当性の理由について具体的に摘示がされているとはいえ、市が支出している補助金・助成金・委託金の支出根拠とは何ら関連性がないと判断する。

法第242条第1項に規定する不当な公金の支出があると認めるときは、これらを証する書面を添えるとあるが、書面上および陳述においても、財務会計行為の不当性について不当とする理由を摘示しているとは言い難い。

したがって、法第242条第1項に規定する財務会計行為の不当性について監査を求めるものとは認められず、本件監査請求は、住民監査請求としての要件を満たすものではなく、不適法なものと判断する。

資料（国立市職員措置請求書）

国立市職員措置請求書

（請求の対象とする執行機関・職員）に関する措置請求の要旨

1：請求の要旨

- ・ Aの補助金・助成金について
- ・ 1市民の が永見国立市市長へ
- ・ 毎年、（約10数年にわたり）財務会計上の補助金・助成金の予算支出
- ・ その行為は、市長の回答書にもあるとおりーおおむね満足 - との回答にあるように、おおむね？意味不明な現実とかけ離れた福祉有償運送事業の4部門の1社独占契約を継続している。
- ・ 約1億円の補助金や助成金を毎年支給。（情報公開で資料を見ても法律に照らした書類として整備されている）ー後からでも書類は整えることが可能である。
- ・ 市民（高齢者や障がい者への事故や対応）が多発していても、おおむね問題が無いと言いつける忖度以外の何者でもない。
- ・ 障がい者より陳情書が採択されていても改善されていない。
- ・ 市民に複数回事故を起こしても謝罪1つ無い。安否確認や常識として事故担当者（会社にいません）が寄り添うことも無い。通院中でも一方的に治療費の支払いを止めてしまう - 話し合いを求めても一切話し合いにも応じない。

請求事項

Aへの市の補助金・助成金の支出が不当であるため、補助金や助成金の支給をすべて停止することー受給する資格はなし。

事実証明書

1. 情報開示決定通知書の写し
2. 国立市コミュニティワゴン試行運転事業に関する協定書の写し
3. 国立市コミュニティワゴン試行運行事業実績報告書の写し
4. 協定の一部を変更する協定書の写し
5. 国立市コミュニティワゴン試行運行計画の写し
6. 協定の一部を変更する協定書の写し
7. 情報開示請求書の写し
8. 監査委員宛の文書
9. 市長からの手紙の写し
10. 国立市役所からの封筒表の写し